

同月過誤処理依頼書に関するQ & A

No.	問合せ	回答
1	既に提出済みの同月過誤処理依頼書について、金額や件数、処理月を間違えてしまった。どうしたらよいか。	正しいものに修正していただき、連合会あてに再送してください。保険者にも再提出が必要か確認してください。
2	同月過誤処理依頼書の項番6及び7にはどの金額を記載すればよいか。	連合会に請求を行った総費用額（8割又は9割分＋（公費分））を記載ください。
3	同月過誤を行う場合の提出物について知りたい。	<p>提出先及び提出物については以下のとおりです。</p> <p>①自県事業所において自県利用者（例：埼玉の事業所で埼玉の利用者）の過誤を行う場合 連合会（埼玉県）：同月過誤処理依頼書 保険者：同月過誤処理依頼書、過誤申立書</p> <p>②他県事業所において自県利用者（例：東京の事業所で埼玉の利用者）の過誤を行う場合 連合会（埼玉県）：なし 保険者：同月過誤処理依頼書、過誤申立書</p> <p>③自県事業所において他県利用者（例：埼玉の事業所で東京の利用者）の過誤を行う場合 連合会（埼玉県）：同月過誤処理依頼書 保険者：※ ※他県利用者の場合、埼玉県内保険者と取り扱いが異なるため、該当保険者に確認してください。</p>
4	同月過誤処理依頼書の開設者の欄には、何を記入すればよいか。	法人住所、法人名、代表者の職名及び氏名を記載してください。また、印の部分は法人印を押印してください。
5	同月過誤処理依頼書に提出期限が毎月5日までとあるが、5日が土日祝の場合はどうすればよいか。	5日が土日祝の場合は、前営業日までに御提出ください。